通い容器に係る免税手続の簡素化の対象の拡大

令和3年11月29日 関税・外国為替等審議会 関 税 分 科 会 財 務 省 関 税 局

1. 現行制度の概要

関税定率法等の規定により①本邦から輸出された通い容器(注1)であって再輸入されるもの、②本邦に輸入される通い容器で、その輸入の許可の日から原則として1年以内に再輸出されるものについては、輸入の際に関税及び消費税を免除することとしている。

通い容器は、環境問題への対処、企業におけるコスト削減に資するものであることから、平成24年6月に政令等を改正し、同年10月一部提出書類を不要とする等の通い容器に係る免税手続の簡素化(以下「簡素化」という。)を行った。当該簡素化では、貨物管理と免税手続の適正な履行を期待できる者が扱う通い容器に対象を限定することとし、具体的には輸出入双方のAEO(注2)の承認を受けている同一の者(以下「AEO輸出入者」という。)が扱う特例申告を利用した貨物(以下「特例申告貨物(注3)」という。)を対象とし、AEO輸出入者に通い容器の輸出入状況についての自主管理を委ねている。

- (注1) リターナブルパレット等の輸出入貨物の運送のために反復して使用される 容器。
- (注2) AEO制度とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関長が承認・認定し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度。
- (注3) AEO輸入者が輸入申告と納税申告を分離し、納税申告の前に貨物を引き 取ること等が可能となる特例申告制度を利用して輸入する貨物。

2. 考慮すべき事項

簡素化の対象をAEO輸出入者としているため、通い容器の取引において輸入者と輸出者が異なる場合には、それぞれがAEO輸入者、AEO輸出者の承認を受けているときであっても簡素化の対象となっていない。

(1) 対象者を拡大することについて

輸入者と輸出者が異なる場合であっても、それぞれがAEO輸入者、AEO輸出者の承認を受けているときは、AEO輸入者は輸入の面で貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されている者として予め税関長の承認を受けた者であること、また、AEO輸出者は輸出の面で貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されている者として予め税関長の承認

を受けた者であることから、確実な貨物管理と輸入及び輸出時の税関手続の 適正な履行が期待できるものと考えられる。

(2) 特例申告貨物に限定しないことについて

AEO輸入者は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されている者として税関長の承認を受けた者であるため、特例申告を選択しない場合の通常の輸入申告においても適正な申告が期待できる。そのため、簡素化の対象を特例申告貨物に限定する現行制度を維持する必要はないものと考えられる。

また、AEO輸入者が行う通常の輸入申告についても、税関による監査の際に自主管理等の状況を確認し、必要に応じて法令遵守の観点から指導等を行っており、免税制度の実効性は担保されている。

(3)輸出入状況の自主管理について

現行の取扱いでは、AEO輸出入者に通い容器の輸出入状況についての自主管理を委ねてきている。簡素化の対象者を拡大する場合には、輸入者と輸出者が異なることとなるため、AEO輸入者とAEO輸出者がそれぞれ輸入状況や輸出状況を管理することとなるが、用途外使用等があった場合には免税をした関税等の徴収の必要があることから、免税の恩恵を受けるAEO輸入者が輸入状況だけでなく輸出入状況の自主管理を行うことにより一貫した適切な貨物管理が確保されるものと考えられる。

3. 改正の方向性

再輸入免税及び再輸出免税の適用を受ける通い容器について、輸入申告の際の輸入者及び輸出申告の際の輸出者がそれぞれAEO輸入者及びAEO輸出者の承認を受けている場合も、簡素化の利用を可能とすることが適当ではないか。

また、特例申告貨物に限定することなく、通常の輸入申告貨物についても 簡素化の対象とすることが適当ではないか。

更に、簡素化の対象となる通い容器の輸出入状況の一貫した自主管理については、AEO輸入者に委ねることが適当ではないか。